

最低賃金違反 道内97事業所

労働局が指導

北海道労働局は15日、1～3月に監督指導した道内819事業所のうち、全体の11・8%にあたる97事業所で、最低賃金未滿で雇用する違反があったと発表した。違反の割合は前年に比べ1・5%増。労働局は違

反のあった事業所に対して是正勧告し、賃金の不足額をさかのぼって支給するよう指導した。

道内の最低賃金は業種別で時給810～927円。

監督指導は、最低賃金水準に近い従業員が多いとみられる事業所を中心に実施した。最低賃金未滿で雇用されていた労働者は245人で、65・7%がパート・アルバイト従業員だった。

違反の理由では「賃金を時給に換算していなかった」と答えた事業所が41カ所で最も多かった。「最低賃金を知っていたが賃金の改定をしなかった」が23カ所、「最低賃金額を知らなかった」も14カ所あった。

道内の地域別最低賃金は、10月に25円引き上げられて時給833・5円になる予定。北海道労働局は「引き続き監督指導することにも、最低賃金改定の周知にも力を入れる」としている。

(吉田隆久)

最低賃金違反 11・8%

道内819事業所のうち 1～3月

厚生労働省北海道労働局は15日、道内の819事業所に対する1～3月の調査で、11・8%にあたる97事業所で最低賃金額（時給810円）が守られていなかったとして是正を勧告したと発表した。違反率は前年同期比1・5%増えた。

対象となった労働者8476人のうち、最低賃金額未滿の労働者は245人おり、このうちパート、アルバイトの割合が161人と

約6割を占めた。労働局は違反のあった事業所に、過去にさかのぼって不足分を支払うよう指導した。

業種別では、製造業が最も多の43事業所（44・3%）で違反があり、商業35事業所（36・1%）、接客娯楽業8事業所（8・2%）と続いた。違反率の全国平均は12・7%だった。

道内の最低賃金については、労働局が10月1日から25円引き上げて833・5

円とする方向で議論している。